

国家戦略特別区域基本方針（骨子案）

第一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項

1. 国家戦略特別区域による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義
2. 国家戦略特別区域により実現すべき目標

論点

- ・国家戦略特区の意義として、盛り込むべき事項は何か。
- ・国家戦略特区により実現すべき目標として、盛り込むべき事項は何か。

第二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

1. 規制・制度改革等の施策の推進に関する基本的考え方
2. 規制・制度改革等の施策の推進体制
 - (1) 国家戦略特別区域諮問会議
 - (2) 国家戦略特別区域会議
3. 区域方針に関する基本的な事項
4. 国家戦略特別区域の評価に関する基本的な事項
5. 関連する施策との連携に関する基本的な事項

論点

- ・国家戦略特区に関する施策に取り組む基本的な方針として、盛り込むべき事項は何か。
- ・国家戦略特区諮問会議及び国家戦略特区会議の運営について、留意すべき事項は何か。
- ・区域方針のイメージと策定手続について、どのように考えるか。
- ・国家戦略特区の評価について、どのように実施すべきか。

第三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

1. 国家戦略特別区域の指定基準
2. 国家戦略特別区域の指定手続に関する基本的な事項

論点

- ・国家戦略特区の指定について、指定範囲（広がり）及び指定数は、どの程度を想定するのか。
- ・国家戦略特区の指定基準を、具体的にどのように設定するのか。
- ・国家戦略特区の政令指定までの検討手順は、どのようにすべきか。

第四 第八条第一項に規定する区域計画の同条第七項の認定に関する基本的な事項

1. 区域計画の作成に関する基本的な事項
2. 区域計画の認定に関する基本的な事項

論点

- ・区域計画の作成及び認定の手続に関し、留意すべき事項は何か。

第五 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

1. 規制の特例措置
2. 税制上の支援措置

（※税制上の支援措置については、租税特別措置法の一部を改正する法律等の改正を待って、記載を追加。）

3. 金融上の支援措置

論点

- ・新たな規制の特例措置等の追加は、どのように進めていくべきか。

第六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

論点

- ・提案募集は、どのタイミングで、どのような方法で行うべきか。
- ・これまでの提案を含め、構造改革特区制度等との連携をどう行うか。

第七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項 透明性の確保その他の事項

論点

- ・透明性の確保について、どのような措置を講ずべきか。
- ・その他、記載すべき事項はあるか。